

事務局資料

令和8年3月

財務省大臣官房信用機構課

現行の地震保険制度の商品性・料率を前提とする参入に係る論点

【商品性】 現行の地震保険制度に合わせる。

- ◆ 新規契約から対象となるということによいか。
- ◆ 既存の商品を引き続き販売することをどう考えるか。

【料率】 現行の地震保険制度に合わせる。

- ◆ 共済が損害保険料率算出機構の基準料率を使用する際に、課題はあるか。

【政府再保険】

- ◆ 共済が地震保険制度に新たに参入する場合、現行の損害保険会社が形成する日本地震再保険(株)と同一のプールに入るのか、別途のプールを形成するのか。
同一のプールに入ると仮定した場合、どのような課題があるか。
別途のプールを形成すると仮定した場合、再保険の機能を担う主体をどう考えるか。

【参入の条件】

- ◆ 地震保険制度に関する答申において前提として記載された事項等、参入の条件をどう考えるか。
共済が地震保険制度に参入を進める上で、共済側に生じる問題がないか。
(法的規制と監督) (既存契約者も含めた)契約者保護、健全性をどう考えるか。
監督行政庁が異なることをどう考えるか。監督実務に差があるか。
契約者保護機構がないことをどう考えるか。
(全国的な危険分散) どのように判断すべきか。
全国組織に属しない地域の共済をどう考えるか。
(相当の担保力) どのように判断すべきか。
(その他) その他、損害調査の実務対応(手法を統一すべきか)等、参入の前提と考えるべき事項があるか。

地震保険の商品性

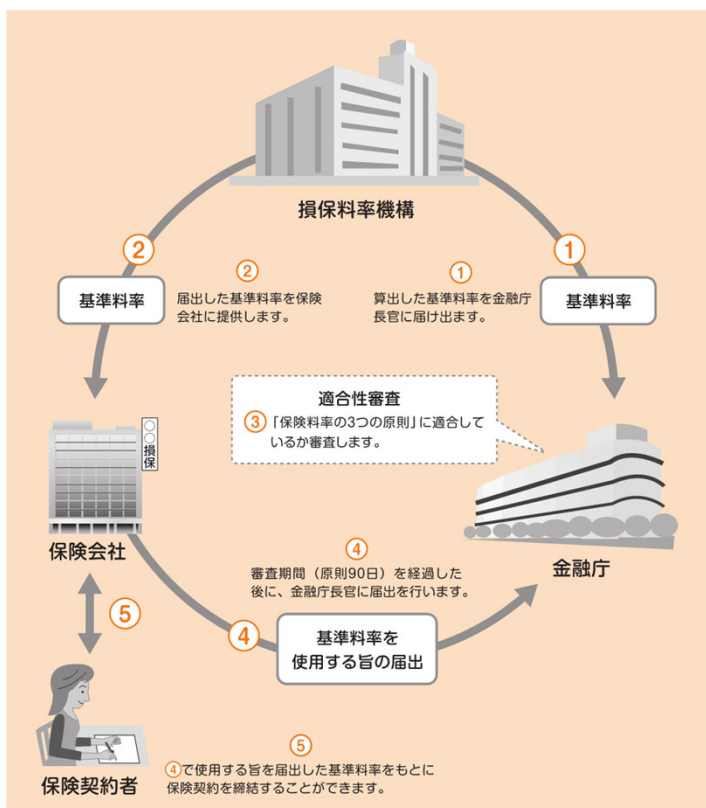
○ 地震保険は、「保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする」との制度趣旨の下、その商品性について、地震保険法令で規定。

対象危険:	地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害 (法第2条) (注)72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす (法第3条)														
対象物件:	住宅及び家財 (法第2条)														
付保割合:	火災保険金額の30%~50%の範囲 (法第2条)														
保険金額限度額:	建物5,000万円、家財1,000万円 (法第2条・施行令第2条)														
損害区分:	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害区分</th> <th>一部損</th> <th>小半損</th> <th>大半損</th> <th>全損</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険金額に対する支払割合</td> <td>5%</td> <td>30%</td> <td>60%</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法第2条・施行令第1条)</p>					損害区分	一部損	小半損	大半損	全損	保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%
損害区分	一部損	小半損	大半損	全損											
保険金額に対する支払割合	5%	30%	60%	100%											
契約方法:	火災保険契約に原則自動付帯 (法第2条)														

- ◆ 新規契約から対象となるということによいか。
- ◆ 既存の商品を引き続き販売することをどう考えるか。

地震保険料率

- 地震保険料率は、「収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない」(ノーロス・ノープロフィット原則 地震保険法第5条)と定められている。
- 損害保険会社の地震保険料率は、損害保険料率算出機構が算出する基準料率を使用。基準料率は、内閣総理大臣(金融庁)に届出がなされ、内閣総理大臣(金融庁)において審査を行うこととされている(損害保険料率算出団体に関する法律第8条・第9条の3・第10条の3・第10条の4)。



(出典)損害保険料率算出機構「地震保険基準料率のあらまし」

○所在地(都道府県)別の等区分は3区分。

○建物の耐震性能に応じた耐震割引は、割引率10%~50%。

1. 基本料率

(年間保険料(保険金額1,000万円あたり))

等区分		イ構造	ロ構造
1等地	北海道、青森、岩手、秋田、山形、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、滋賀、京都、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島	<u>7,300円</u>	<u>11,200円</u>
	宮城、福島、山梨、愛知、三重、大阪、和歌山、香川、愛媛、宮崎、沖縄	<u>11,600円</u>	<u>19,500円</u>
3等地	茨城、徳島、高知	23,000円	<u>41,100円</u>
	埼玉	26,500円	
	千葉、東京、神奈川、静岡	<u>27,500円</u>	

2. 割引率

耐震割引		割引率
免震建築物割引		50%
耐震等級割引	等級3	50%
	等級2	30%
	等級1	10%
耐震診断割引		10%
建築年割引		10%

※建物、家財ともに同じ(基本料率、割引率)

※イ構造: 耐火建築物、準耐火建築物及び省令準耐火建築物等

※ロ構造: イ構造以外の建物

※下線は各等地における基本料率

◆ 共済が損害保険料率算出機構の基準料率を使用する際に、課題はあるか。

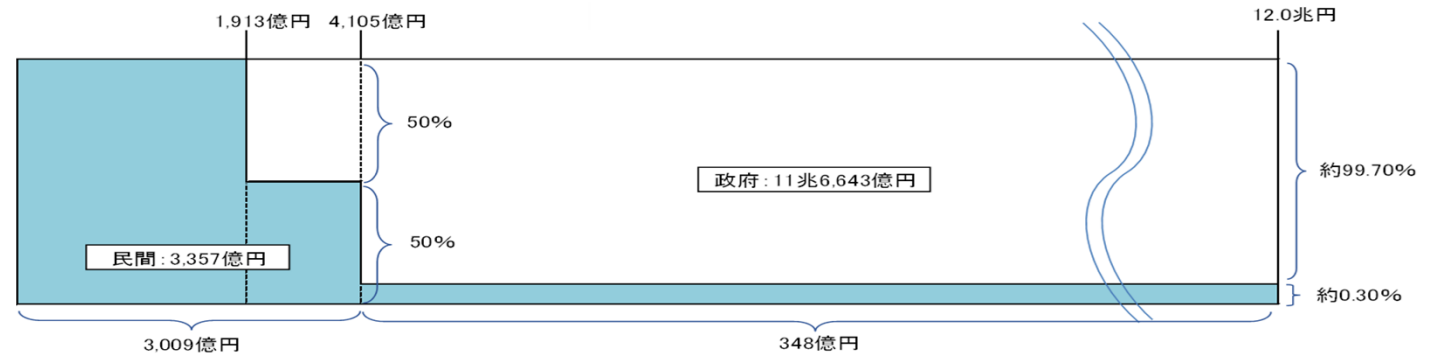
政府再保険

- 地震保険法第4条は、「政府は、地震保険契約によつて保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる」と規定。
- この規定に基づき、損害保険会社が引き受けた地震保険につき、日本地震再保険(株)が再保険を引受け、さらに政府が再々保険の引受けを行っている。

官民保険責任額の構
(再保険スキーム図)

関東大震災クラス地震と同等規模の巨大地震が発生した場合においても保険金の全額払いが可能となるよう、総支払限度額を設定している。

◎総支払限度額 一回の地震等につき 12.0兆円



準備金残高
(令和7年3月末実績)

地震再保険特別会計	2兆2,058億円	}	政府・民間準備金残高合計	2兆8,048億円
民間保険会社	5,990億円			

※政府再保険金の支払が歳出予算及び準備金を超える場合は、借入(特会法36条)または一般会計からの繰入(同法32条)により資金調達を行い、将来の再保険料収入により返済を行う。

◆ 共済が地震保険制度に新たに参入する場合、現行の損害保険会社が形成する日本地震再保険(株)と同一のプールに入るのか、別途のプールを形成するのか。

同一のプールに入ると仮定した場合、どのような課題があるか。

別途のプールを形成すると仮定した場合、再保険の機能を担う主体をどう考えるか。

地震保険制度に関する答申に記載された事項等の参入の条件

- ◆ 地震保険制度に関する答申において前提として記載された事項等、参入の条件をどう考えるか。共済が地震保険制度に参入を進める上で、共済側に生じる問題がないか。

「地震保険制度に関する答申」(昭和40年4月23日 保険審議会)	
少くとも、これらの組合が地震危険を担保するには、まず、	
組合の健全性の維持、契約者保護の見地から十分な法的規制と監督が行われること、	<ul style="list-style-type: none"> ◆ (既存契約者も含めた)契約者保護、健全性をどう考えるか。 ◆ 監督行政庁が異なることをどう考えるか。監督実務に差があるか。 ◆ 契約者保護機構がないことをどう考えるか。
全国的な危険分散の方途が講ぜられること、	<ul style="list-style-type: none"> ◆ どのように判断すべきか。 ◆ 全国組織に属しない地域の共済をどう考えるか。
損害の集積予想に対し相当の担保力を有すること	<ul style="list-style-type: none"> ◆ どのように判断すべきか。
等がその前提と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ その他、損害調査の実務対応(手法を統一すべきか)等、参入の前提と考えるべき事項はあるか

(参考)「地震保険のすべて」

「地震保険のすべて」(保険毎日新聞社、日本損害保険協会監修、昭和55年)

(略)「指定」の基準が問題となろう。必要とされる最小限の条件としては、次のようなことが考えられる。

- (イ) 契約者保護の観点から監督法規が整備されており、かつ、現実には十分な監督が行われていること。具体的には、次のとおりである。
 - (a) 法律によって行政庁の監督規定が明記されており、かつ、その監督が検査などにより、実効あるものであること。
 - (b) 法律によって責任準備金の積立が規定されており、かつ、現実には十分な積立金を有するとともに、それに見合う流動資産が常に確保されていること。
 - (c) 共済掛金率が行政庁の認可にかかり、その算出が確実な統計に基づき、保険数理によって適正に行われていること。
 - (d) 組合員一人当たりまたは一危険当たりの契約金額の制限が組合の支払能力に照らし、適正な範囲で行われていること。
 - (e) その他財産運用、区分経理等の法的規制が備わっており、かつ、それが遵守されていること。
- (ロ) 地震保険制度の趣旨に照らし、契約者の範囲が特定の地域または特定の職種に限定されず、全国的であり、かつ、全国的な危険分散組織を有し、現実には危険分散が確保されていること。
- (ハ) 地震保険を引き受けるに足る十分な担保能力を有すること(収支状況が良好で、事業の永続性が十分に認められることを最低条件とする。)

支払実績

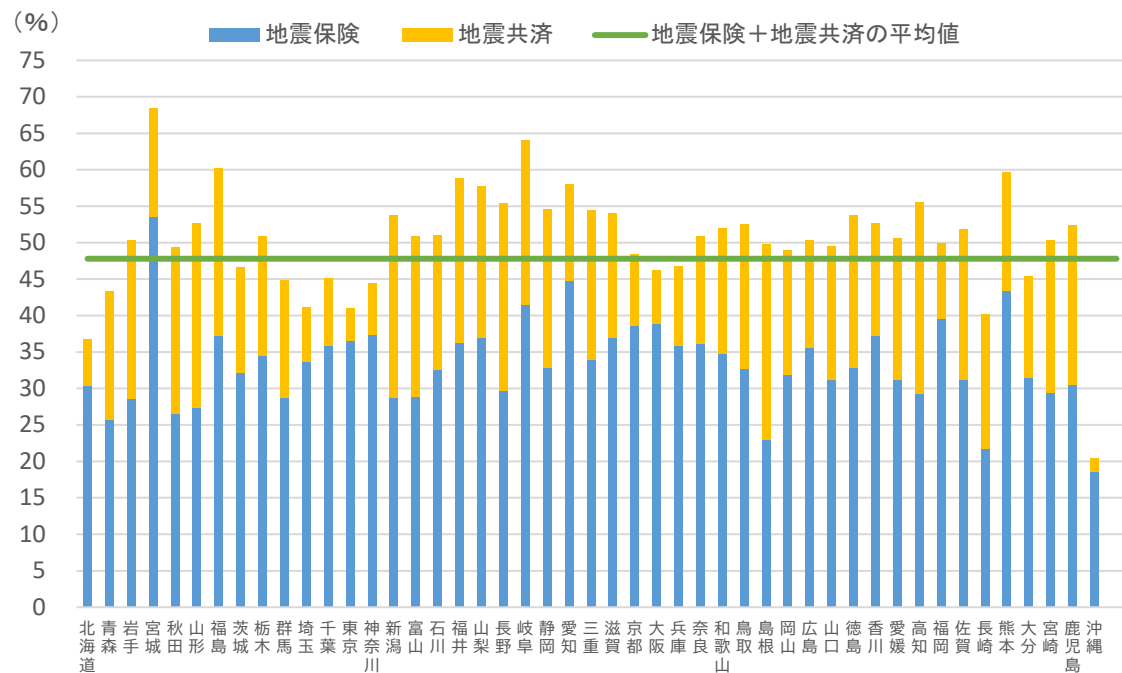
	保険業法	農業協同組合法	農業保険法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
	損害保険会社	全共連 農協	NOSAI全国連 農業共済組合	共水連 漁協	こくみん共済coop 労働者共済 等	日火連 火災共済
東日本大震災 (平成23年)	1兆2,897億円 (うち政府再保 険金支払い 5,873億円)	9,377億円	268億円	137億円	1,228億円	—
熊本地震 (平成28年)	3,913億円 (うち政府再保 険金支払い 1,380億円)	1,487億円	4億円	6億円	192億円	—
能登半島地震 (令和6年)	1,042億円 (うち政府再保 険金支払い なし)	1,515億円	57億円	30億円	222億円	25百万円
	(注) 支払実績はいずれ も2024年度末時点	(注) 建物更生共済契約 に係る数字。	(注) 地震補償を含む共 済契約に係る数字。	(注) 生活総合共済契約 に係る数字。	(注) 地震補償を含む 共済契約に係る数字。 (注) 消費生活協同組 合法の欄は、国所管かつ 地震補償を行っているも のに係るもの。	(注) 地震危険補償特約 に係る数字。 (注) 地震危険補償特 約は、令和元年8月認可 取得、令和2年1月より 募集開始。

地域毎の加入状況

地震保険と地震共済の加入状況

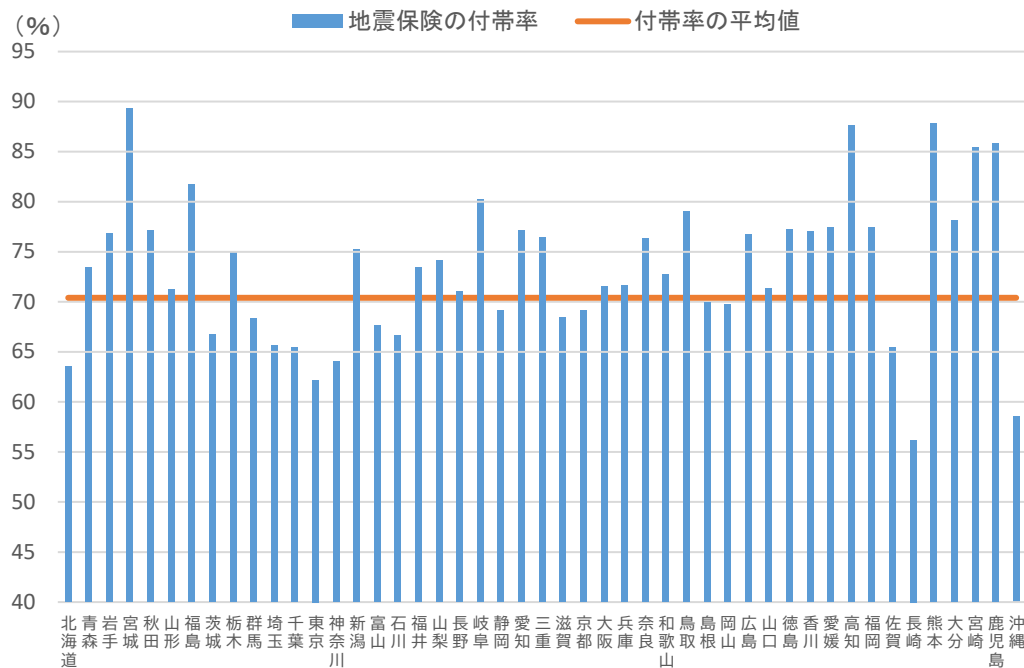
- 地震保険と、地震による被害を補償する共済契約のそれぞれの世帯加入率をみると、いずれも地域ごとにばらつきがみられる。
- 他方、地震保険と地震共済を合わせてみた場合に、互いに補完し合うような形で加入が進んでいる地域もみられる。

(図1)地震保険と地震共済(都道府県別)の世帯加入率



(注1) 上記は、地震保険と地震共済の都道府県ごとの世帯加入率を単純に足し上げたもの。
 (注2) 地震保険の世帯加入率については、2024年時点。地震共済の世帯加入率算出にあたっては、2021年度末時点における地震共済保有契約件数(全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)、全国共済水産業協同組合連合会(JF共済連)、全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop)、全国生活協同組合連合会(全国生協連)の合算)を2022年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除している。
 (出典) 損害保険料率算出機構資料、日本共済協会資料より作成。

(図2)地震保険の付帯率(都道府県別)



(注1) 2024年度時点。
 (注2) 地震保険の付帯率は、当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。
 (出典) 損害保険料率算出機構資料より作成。

(参考)平成8年自動車損害賠償保障法の改正

- 保険会社・農業協同組合等に加え、消費生活協同組合・事業協同組合も自賠責事業を行えるようにするとともに、政府再保険の対象とするため、平成7年12月に自賠責法を改正。平成8年12月施行。

【商品性】 同一

- ・ 消費生活協同組合・事業協同組合は新規のみ

【料率】 同一(ノーロス・ノープロフィット)

- ・ すべての自賠責事業主体(保険会社・共済)に対し、料率算出団体へのデータ報告義務

【政府再保険】

- ・ すべての自賠責事業主体(保険会社・共済)の共同プール
※ 平成14年改正により政府再保険制度廃止。

【参入】

(法的規制と監督) 共済規程に係る所管行政庁の承認等の際は、国土交通大臣・内閣総理大臣の同意が必要。